

令和7年11月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和7年(ワ)第13933号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年10月28日

判

決

5

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主

文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

10

第1 請求

被告は、原告に対し、50万円及びこれに対する令和6年8月19日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

15

本件は、被告が、①note 上の被告のアカウントから令和2年7月10日に、「【選挙ウォッチャー】東京都議補選2020・北区選挙区レポート。」と題する記事(以下「本件記事1」という。)を投稿し、②X上の被告のアカウントから令和2年8月23日に、スポーツ報知の記事の引用投稿(以下「本件記事2」という。)をし、③令和6年8月19日に、被告の運営するブログ上で「新藤加菜、結婚」と題する記事(以下「本件記事3」といい、本件記事1から本件記事3までを総称して「本件各記事」という。)を投稿したところ、原告が、被告に対し、本件各記事がいずれも原告の名誉権及び名誉感情を侵害するものであると主張し、不法行為に基づき、損害金50万円及びこれに対する最終不法行為日である令和6年8月19日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

20

25

2 前提事実(根拠を括弧内に示す。)

(1) 当事者

ア 原告は、令和2年頃、NHKから国民を守る党等から印西市長選等に出馬し、その後、令和5年4月の港区議選に無所属で出馬し、初当選した現港区議会議員である。

イ 被告は、選挙ウォッチャーちだいを自称するフリージャーナリストであり、TBS「報道特集」に複数回出演したり、フォロワー約7.1万人のXアカウント、チャンネル登録者数約2.66万人のYouTubeアカウント、フォロワー約3.3万人のnoteを運営しており、一定の社会的影響力を有している。

(2) 本件各記事の投稿

ア 被告は、令和2年7月10日、note上において、以下の内容を含む本件記事1を投稿した。

なお、本件記事1は、前半部分（甲7の1）は無料で公開され、540円を支払うと全編（甲7の2）が公開される形式となっている（甲7の1・2）。

(ア) 前半部分の内容

- ・ 反知性派カルト集団の「ホリエモン新党」が殴り込みをかけてきた
- ・ 反知性派カルト集団「ホリエモン新党」が、昨年から密かに関わりがあったという配信者「ゆづか姫」こと新藤加菜さんをぶち込んできました
- ・ ここにいきなり下品な女が出てきてしまったので、本当は「知性」や「政策」で勝負する戦いだったのに、こいつのせいでただの「ビジュアル戦争」みたいな感じで報じられるようになってしまい、まさに迷惑千万。政治はうだつが上がらない人間たちのキャリアアップのためにあるものではありません。

(イ) 後半部分の「新藤加菜候補の主張」欄の内容

- ・ うだつが上がらない女性です。
- ・ いかんせんゲロを吐くほど性格が悪い
- ・ もはや僕たちの税金を巢食う「反社会的カルト集団」でしかないのです
- ・ せめてこのバカカルト集団から供託金ぐらいは没収した方がいいと思います

イ 被告は、令和2年8月23日、自身のXのアカウントにおいて、スポーツ報知の「N国・新藤加菜氏、コロナから復帰「寝ていたら治りました」と題する記事を引用し、「カルトの発言をスポーツ新聞が嬉々として報じているのは、本当にヤバいと思っている。東スポとスポーツ報知はマジで買わない。」との内容の本件記事2を投稿した。

ウ 被告は、令和6年8月19日、自身が運営するブログにおいて、「反社会的カルト集団「NHKから国民を守る党」の広報官を務め」、「N国党を離脱後は「ネトウヨの姫」として悪質なデマやヘイトを垂れ流し」との内容を含む本件記事3を投稿した。

3 争点

- (1) 本件各記事についての不法行為の成否
- (2) 損害額

4 争点についての当事者の主張

- (1) 争点(1) (本件各記事についての不法行為の成否) について

【原告の主張】

ア 本件各記事は、いずれも原告に関して述べられているものであって、原告に対する投稿であると容易に理解可能である。

イ 本件記事1の前提事実(2)ア記載の内容は、原告が立候補した政党や政治団体をカルト集団と罵るものであり、直接的には当該政党や政治団体に対する言及であるが、文脈からして、原告がこれに密接関連する人物である

と理解させるもので、原告があたかも集団で違法行為や反社会的な行為を日常的に行っている人物であるとの印象をもたらすものであり、原告の社会的評価を低下させる（なお、反社会的カルト集団という表現は、証拠等をもってその存否を決することが可能な事項であるため事実の摘示に該当する。）上、いずれも執拗に原告を侮辱するものであって、社会的に許容すべき限度を超える侮辱行為である。

ウ 本件記事2の前提事実(2)イの内容は、原告に対して「カルト」と述べており、カルトという表現は、違法行為や反社会的な行為を日常的に行っている人物であるという意味合いを持つため、原告の社会的評価を低下させる上、原告を侮辱するものとして社会的許容すべき限度を超える侮辱行為である。

エ 本件記事3の前提事実(2)ウの内容は、本件記事1と同様に原告が集団で違法行為や反社会的な行為を日常的に行っている人物であるとの印象をもたらすものであり、かつ、「悪質なデマやヘイトを垂れ流し」という表現は、原告が事実に反する言動や差別的言動を日常的にしていると理解させるもので、原告の社会的評価を低下させる上、ネトウヨの姫という表現も相まって一方的に過度に原告を貶めるもので、原告を侮辱するものとして社会的許容すべき限度を超える侮辱行為である。

オ 本件各記事の上記で指摘した内容は、不必要に原告を罵り蔑むものであり、公益目的によるものではなく、人身攻撃に該当するものであって、意見論評の域を逸脱している。

【被告の主張】

ア 本件各記事が原告の名誉感情を侵害するものであることは認めるが、その余の原告の主張はいずれも争う。本件各記事における「カルト」という表現は一義的なものではなく、抽象的な反社会性を示す表現として使用されるものであり、証拠によってその存否を決することができる事項ではな

いから、意見論評にすぎない。「ヘイト」等の表現も同様である。

イ 意見論評が公職にある者、公職に就こうとしている者、とりわけ国民による選挙等によって公の活動の場にその地位を得ようとする議員ないしその立候補者に係る事柄である場合には、表現の自由・報道の自由が最大限尊重されるべきであるから、その者の公的行動は、更なる批判的追及にさらすため、できる限り公開されることが必要であり、国民がそれらの者の公職者としての能力、資質、公共奉仕精神、廉潔性等人格的側面も公職者として適格性を議論することも許されるべきであり、真実性のある表明事実を主要基礎とし、その経緯事実や周辺事実から推論した表明事実について真実であること、真実であると信ずるについて相当の理由があることの完全な証明がなくとも、疑念、疑惑として合理的根拠があり、国民、政党、議会等、あるいは司直の手によって今後の更なる真実究明をする必要があることを社会的に訴えるために、これを意見論評として表明することは、民主的政治の維持のために許容されるべきであり、これを報道することは、違法性を欠くものと解すべきである。

ウ ホリエモン新党は、国政政党であるNHKから国民を守る党（現「みんなで作る党」。以下「N党」という。）と当時の代表者、本部所在地が同一であるなど実質において同一の団体であったところ、N党、その前身となる政治団体及びこれらの団体関係者は、様々な反社会性を帯びた活動、言動を繰り返しており、N党が原告となった訴訟の判決においても、数々の犯罪行為や違法行為を行ってる状況が認定されているほか、原告自身も東京都議補選では、コロナ対策として国から支給された布製マスクを使用したブラジャーを着用した卑猥な写真と共に「アベノマスクブラ（笑）」と記載されたポスターを制作して東京都北区内に多量に掲示し、選挙運動の名を借りて「環境型セクハラ」を公然と行ったに等しい。そうすると、原告が反社会性を帯びた集団・団体に密接に関連する人物であるとの意見

論評の前提としている事実が、主要な点において真実であることは明らかである。

また、原告は、過去に「チョン」、「支那」等の人種差別的発信を繰り返しており、差別的表現をしていたことも真実であるし、タレントのアンミカ氏を「密入国者」とX上でポストし（アンミカ氏についてはSNS上で密入国者であるという噂が広まっていたが、アンミカ氏自身により、明確に否定されたデマである。）デマを真実と信じて拡散していることも真実である。

エ 本件各記事の意見論評は、本件記事1については東京都議補選の候補者である原告がどのような団体と関わりを持っているのかという事情に関するものであり、本件記事2については、N党の広報室長たる原告の評価たる内容であり、本件記事3については、港区議会議員という公職者である原告が過去にどのような発信をしてきたかという公共の利害に関する事項である。

オ 本件各記事の内容は、いずれも原告に対する人格攻撃、人身攻撃になりうるものではないため、意見論評の域を逸脱していない。

(2) 争点(2)（損害額）について

【原告の主張】

原告は、上記名誉権及び名誉感情侵害により精神的苦痛を受け、その慰謝料は45万円を下らず、この一割程度に相当する5万円の弁護士費用相当損害金も損害として発生した。

【被告の主張】

争う。

第3 当裁判所の判断

1 判断枠組み

名誉棄損は、問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的

価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであれば、それが事実を摘示するものであるか、または意見ないし論評を表明するものであるかを問わず成立し得る。そして、ある記事の意味内容が人の社会的評価を低下させるものであるか否かは、当該表現の一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断されるべきものである（最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁、最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。

また、一般に、名誉棄損の成否が問題とされている表現が、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当であり、上記のような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するというべきである。さらに、当該表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかの区別に当たっては、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準とし、名誉棄損の存否が問題とされている表現のみでなく、当該表現の全体における位置付けや表現方法ないし態様、前後の文脈等を総合して判断するのが相当である（前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決参照）。

そして、事実を摘示しての名誉棄損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、専ら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、その行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり（最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉棄損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、上記意

見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときは、意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきである（最高裁昭和62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照）。

以上の判断枠組みに従い、各争点について検討する。

2 争点(1) (本件各記事についての不法行為の成否について)

(1) 本件各記事が事実の摘示に該当するかについて

ア 本件記事1について

本件記事1について原告が事実の摘示であると指摘するのは、原告が集団で違法行為や反社会的な行為を日常的に行っているというものであるところ、前提事実(2)ア記載の本件記事1の内容には、ホリエモン新党を指して、反社会的カルト集団である旨指摘する表現が含まれているものの、一般の読者を基準として判断すれば、「反社会的カルト集団」という表現は、違法と評価される行為を平然と行う集団等に当たる旨を指摘するもので、証拠等をもってその存否を決することが可能であるとはいえず、意見論評の表明に属するものというべきである。

イ 本件記事2について

本件記事2について原告が事実の摘示であると指摘するのは原告をカルトと指摘する部分であるところ、本件記事2は、スポーツ報知がコロナウイルスに感染した際の原告の発言である「寝ていたら治りました」を引用して「カルトの発言」と表現するものであり、原告においては、当時、原告をモデルとして、国から支給された布製マスクをブラジャーに改良した写真と共に「コロナ自粛をぶっ壊す」と記載したポスターが制作されて多数の場所で掲示されていたこと（甲1、甲7の2、乙3）に照らすと、一般の読者を基準とすれば、本件記事2が投稿された令和2年頃は、コロナ

ウィルスに感染した著名人が死亡する等のニュースも報じられ、その爆発的感染拡大へのリスクが懸念され、コロナウィルスに感染予防の観点から、広く経済活動の自粛が国から促されていたほか、緊急事態宣言も発令され、全国的にマスクも不足していた時期でもあるため、原告の発言は、国の方針に相反する発言であることは明らかであり、そうだとすると、「カルトの発言」との表現は、一般の読者をして、まずは、原告の所属がホリエモン新党であることを前提に本件記事1と同様に、そうした集団に属するという意味で「カルトの発言」と批判をしていると読む余地があるほか、原告の上記発言を捉えて、コロナウィルスの危険性を軽視し、国の方針に反するという意味での反社会的発言であることを指摘するものであると読むものと考えられるのであって、いずれにしても、意見論評の表明に属するものであるというべきである。

ウ 本件記事3について

本件記事3のうち、原告が事実の摘示であると指摘する部分は、①本件記事1と同じく反社会的カルト集団という表現と、②悪質なデマやヘイトを垂れ流しという表現の部分であるところ、①については、本件記事1と同じく意見論評の表明に属するものである。そして、②についても、具体的に原告がどのような発言をしたのかを提示していないため、抽象的な記述にすぎないのであって、原告が過去に何らか事実と異なるものを事実として触れ回ったり、差別的言動を多数繰り返したことは推認し得るものの、具体的な原告の表現がその前後にない以上は、一般の読者を基準にすれば、何らかの事実を前提とする意見論評の表明に属するとみるのが相当である。

(2) 違法性阻却事由について

本件各記事が、原告の社会的評価を低下させるものであること及び一定の事実を前提とする表現であることは、上記で指摘した内容に照らし明らかであり、また、原告の名誉感情を侵害するものであることも被告は争っていない

い。そこで、違法性阻却事由の成否について検討する。

ア 前提事実(1)イのとおり、選挙ウォッチャーちだいを自称するフリージャーナリストであり、その名のとおり、選挙活動について報道行為を行っている者であり、本件各記事も、まさに原告の選挙活動を公に批判する趣旨でなされたものであることは、そのタイトルや内容に照らして明らかである。

このことから、本件各投稿は、いずれも公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったものと認められる。

これに対して、原告は、過度に侮辱的な表現等が用いられていることを指摘するが、後述するとおり、本件各投稿の内容は、過度に侮辱的な表現等が用いられているとはいえないため、原告の主張は採用できない。

イ 次に、本件各記事の前提とする事実の重要な部分の真実性についてみると、本件記事1では、原告ではなく、ホリエモン新党を指して反社会的カルト集団と表現しているところ、ホリエモン新党は、令和2年東京都知事選挙直前に当時N党の代表である立花孝志によって設立された政治団体である。ホリエモン新党では、上記東京都知事選には、立花孝志のほか、N党に所属する服部修や、その後N党の副党首となった齊藤健一郎がホリエモン新党から立候補した事実が認められるほか（乙16～19）、東京都議補選においてホリエモン新党から出馬した小林隆弘は立花孝志の秘書でもあり（乙20、21）、上記都知事選におけるホリエモン新党で使用された選挙カーやタスキには同党が表記されていたのではなく、N党の表記がされていた（乙22の1～3）ことが認められる。そして、ホリエモン新党は、上記都知事選や都議補選が行われた後の令和3年1月14日には、N党の政治資金管理団体となっている（乙2）ことに照らすと、N党とホリエモン新党は政治団体への批判として指摘する際には、同一視しても問題ない程度に一体性が認められるといえる。

そして、当時のN党の代表者である立花孝志をはじめN党関係者においては、N党が原告となった別件訴訟（東京地裁令和6年（ワ）第17531号、東京高裁令和6年（ネ）第5676号。以下「本件裁判例」という。）において、本件裁判例中の別紙事実一覧表記載の事実関係について、N党として事実を認めているものの中には、立花孝志等が、本件各投稿の前後において、NHKの委託事業者従業員に対して暴行を加えて長時間身体拘束したり、NHKの業務を妨害したり、NHK職員の容姿を動画撮影してこれを動画投稿サイトにアップロードしたことが不法行為に該当すると認められていることなど、複数回にわたって犯罪行為や不法行為に該当する行為をしていた事実が散見され、これらの事実があったことは本件訴訟においても、原告は特段争っていない。そうすると、本件各投稿における反社会的カルト集団との表現の前提とする事実のうち重要な部分についての真実性が優に認められるといえる。なお、原告は、N党関係者の中でも原告自身は犯罪行為等をしていないことを指摘するが、ここで問題となっているのは、ホリエモン新党が反社会的カルト集団である旨指摘する表現であるため、原告が犯罪行為等に及んでいないことは問題とならないからこの点の原告の指摘は、真実性の認定を左右しない。

また、本件投稿2は、「カルトの発言」の前提とする事実につき、原告がホリエモン新党、すなわちN党と同一視できる団体の発言という意味でN党の行為が前提とする事実であるとすれば、上記のとおりその重要な部分について真実性が優に認められるといえるし、仮に「カルトの発言」が、その記事の文脈からコロナウィルスの危険性を軽視し、国の方針に反するという意味での反社会的発言であることを指摘するものであると読むのであれば、その重要な部分が真実であること（原告の発言が国の方針に反すること）は、上記(1)イで詳述したとおりである。

そして、本件投稿3においては、悪質なデマやヘイトを垂れ流しという

表現があり、これは原告が過去に何らか事実と異なるものを事実として触れ回ったり、差別的言動を多数繰り返したことを前提とする表現とみることができ、被告はこの点については、悪質なデマとは、原告がアンミカ氏に対して「密入国者」とX上でポストしたことを指し、差別的表現については、原告が、「チョン」、「支那」等の人種差別的発信を繰り返していたことを指す旨指摘するため、これについて検討すると、原告が、被告が指摘するような発信行為をしていたことは認められる（乙7の1・2、9、10の1）。そして、アンミカ氏が密入国者であることを示す証拠は何らなく（乙25）、原告側は、テレビ番組の再現VTRの内容をみた視聴者が密入国疑惑を出したこと（甲13、14）を踏まえて、断定的に「密入国者」と述べており、いずれにせよ、これが真実であることの立証がされていないいわゆるデマであることが認められる。そうすると、本件投稿3の悪質なデマやヘイトを垂れ流しという表現についても、その前提とする事実の重要な部分については真実性が認められるといえる。

ウ 本件各投稿の表現が、人身攻撃や社会的に許容すべき限度を超えた侮辱表現であるかについてみると、カルトといった部分については、そもそもその背景にN党への評価・批判等があることは前述のとおりであり、これを超えて原告個人だけを蔑むものとは読むことができないため、人身攻撃や社会的に許容すべき限度を超えた侮辱表現であるとは認められない。そのほか、ネトウヨの姫なども、支援団体を背景とした表現であって原告個人を攻撃した表現であるとはいえない。そして、悪質なデマやヘイトを垂れ流しとの表現も、原告の上記イで指摘した表現行為への批判であるため、原告個人を攻撃した表現であるとはいえない。他方、原告個人を狙った表現として、本件記事1には、うだつが上がらない女性、ゲロを吐くほど性格が悪いといった表現があり、これが侮辱的表現であることは否定できないものの、本件記事1は、原告が国から支給された布製マスクをブラジャ

一とするような低俗なポスターのモデルになっており、令和2年当時、マスク不足が世間で騒がれていたことは公知の事実であり、その中で、国から支給された貴重なマスクを悪用する原告の態度をみて、不快に感じることはやむを得ないものがあるというべきであり、これをも踏まえると、上記表現が人身攻撃や社会的に許容すべき限度を超えた侮辱的表現とはいえない。そして、以上を踏まえると、こうした活動をする原告を批判するための意見論評をするにあたり、過度に侮辱的な表現等が用いられているとはいえず、公益を図る目的でされた表現であるとの認定を左右するものとはいえない。

エ 以上を踏まえると、本件各記事は、いずれも不法行為は成立しない。

3 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

裁判官

山田将之 